

新宗教教団「立正佼成会」の組織と機能

— 法人組織の変遷と若干の問題 —

官 部 公 男

(立正佼成会)

賛助会員のための宗教法制研究会に発表の指名をいただきました立正佼成会の宮部でございます。新宗教教団であります立正佼成会の組織と活動形態について、事例報告のかたちで発表するようにとありますが特別まとまったものになっておりませんし、論旨も粗雑であります。折角の機会ですので、ひとつの実例として報告させていただきます。まして夫々ご専門の立場から、ご批判あるいはご教示いただければ幸いに存じます。

私どもの教団は昭和十三年(一九三八年)の創立でございますから、まだ四十四年の歴史しかございません。たいへん伝統ある教団の多くある中で文字通り新興宗教団体であります。しかしこの期間は宗教団体法からはじまり宗教法人令、宗教法人法と宗教法制上はめまぐるしく変化した時代であり、宗教界が激動にさらされた時期といえることができます。そのような背景をふまえて立正佼成会の教団形成の視点から法人組織の変遷をたどり、宗教法人令ないし宗教法人法との関連において若干の問題点を考えてみたいと存じます。

そこで別表(一)の略年譜をご参照いただきながらお聴き取り願えればと思います。「立正佼成会」は昭和十三年の創

立でありますからちようど宗教団体が公布されます前年でございます。当時の名称は「大日本立正交成会」とい、東京市中野区にありました創立者庭野日敬会長の自宅に本部を置いて、会員約三十名程で創立したということでございます。その後、昭和十五年に支部制の組織を設けまして、これは、「立正交成会」が、当初から在家仏教の団体をめざしております、支部は支部長の自宅に置くという制度で、五つ程の支部ができております。いずれも、東京あるいはその周辺でございます。そして、昭和十四年に公布された宗教団体が、昭和十五年四月一日から施行されまして、四月五日に、当時の宗教団体法第二十三条の規定に基づきまして、宗教結社としての届け出を、東京府知事宛に提出しております。それから、その後昭和十七年になりまして、本部を小規模ながら一戸建の建物をもちまして、創立当時の会長の自宅から五百米ほどはなれた、東京市杉並区和田町七〇九番地へ、用地を求め建物を新築し移転しております。その後、太平洋戦争の規模が広がりまして、あまり活動はできませんでしたが、終戦と共に活動を活発化いたしました。昭和二十三年には、本格的な境内建物が建てられたわけでございます。そこで、法人になる必要が生じてきました。当時の宗教法人令に基づきまして、宗教法人設立登記をしております。その時の管理者は、庭野日敬会長になっております。その後、支部組織が各地に広がりまして、原則として、支部長の自宅に支部を置くというのであったのですけれど、地方では、必要にせまられて、ある程度の規模をもった施設を別に設けるということ、初めて、茨城県の支部が、施設（修養道場）をもったわけでございます。そこで、これもまた必要にせまられて、それを法人にしなくてはならないと考えまして、本部と茨城県に、法人の教会ができたわけです。従いまして、それを包括する教団として、従前の、昭和二十三年に法人設立しました「立正交成会」を「本部教会」に改めまして、新しくできた「茨城支部教会」を法人にし、かつその両法人教会を包括する「立正交成会」を新たに昭和二十五年十月に設立しております。

その後、この三つの法人は、宗教法人法の公布、施行と共に、手続を経まして、それぞれ新法の法人になっております。支部組織というのは、会員すなわち信者を導く親子関係に基づいて支部を組織していたわけですが、各地に信者が広がるに従いまして、やはり、地域別に編成した方がいろいろと活動しやすいということ、昭和三十四年に内部組織を地域別に改編するということが行なわれております。

それから、昭和三十五年には、名称の文字を一部変更して「立正佼成会」の「交」を「佼」の文字に改称しております。これは人と人との交流調和の意味と副会長故長沼妙伎の追慕の意味から、このように改めております。それから、同じ年に、「本部教会」を「東京教会」と名称を変更しております。「本部教会」というのは設立当初からの、礼拝の対象及び施設を有するものとして存在してございまして、それと共に、東京都内の支部(二十四支部)が、「本部教会」に所属してございまして、この時点で、本部施設は全て、包括法人「立正佼成会」の方に統合いたしました。人的な支部組織だけを残しましたので、これは本部という名にそぐわないということで「東京教会」という名称に変更されております。なお、その後本土復帰前の「沖縄教会」が設立されております。それから、昭和三十九年には、また本部を、五百米ほど離れた杉並区和田本町九三三番地に移してございまして、これが現在の本部の位置でございます。それから、昭和四十四年には、従来の支部を全て教会というように呼称を変更いたしました。名実ともに、その組織と活動を充実すること、組織強化がはかられています。それから、昭和四十八年には、沖縄の本土復帰に伴う特別措置法の手続を経まして、「沖縄教会」は「立正佼成会」の被包括宗教法人となっております。

これが、現在までの法人組織の変遷の概略でございますが、この中から、三つの時点で、大きな組織変革があったというように考えております。

それは、昭和二十五年の「本部教会」をつくり、新たに包括法人である「立正佼成会」を設立した時点での、「本

部」と「教団」の機能の分担、つまりわけ方でございます。「本部教会」というのは、あくまで物的な面である施設等を所有し、その他の人的な面である役員、幹部という組織面は「教団」の方に移したことでございます。そして、この「本部教会」というのは、全信者によって尊崇され、維持されるものとされておりまして、人的な面は「本部教会」の方には、特に置かれておりません。

それから、その後、昭和二十七年に、新法の法人になったわけでございますが、この時点で、理事制を施きまして、理事長を代表役員に、そして、その他の理事を責任役員にいたしました。その他に、評議員会を設けたり、あるいは、監事というものもこの時点でおかれています。そして、この時から従来の主管者でありました会長は、法律上の役員の地位にはつかないということになりました。

それから、昭和三十五年には、「本部教会」の物的な面も、包括法人である「立正佼成会」の教団の方に併合いたしました。「本部教会」に所属しておりました会員、支部組織等を再編成いたしましたして、「東京教会」というように名称をかえてきておるわけでございます。この昭和三十五年の時点での「本部教会」から「東京教会」への変更は、地域別組織への組織がえによりまして、東京地区の会員は、本部直属会員のような意識があったのですが、全国一律の観点から、「東京教会」というように名称を変更いたしましたして、「本部教会」の従来の施設は全て「教団」へ統合いたしましたして、名実ともに、「本部」と「教団」は一体のものに、すなわち一法人という形態にしたわけでございます。もちろん、財産移転、登記等も、この時点で行っております。従いまして、本山と宗派は、一体の形になっておりますのが、「立正佼成会」の現在の組織でございます。それを図に表わしますと、別表□のようになるかと思えます。

この中で、若干問題があるのではないかと考えていることがございます。

これは、確かに三つの「東京教会」、「茨城教会」、「沖縄教会」という宗教法人教会を包括してはおりますが、かつ、その他に、包括法人の布教組織であり、施設も持つ「教会」が、一九六カ所ございます。これは、包括法人の直接の布教所といえるものであります。非法人の教会という意味のものではありません。

従いまして、この包括法人は宗教法人法上の観点からみますと、宗教法人法には、第二条一号法人と、同二号法人の区別がございますが、どちらに該当するかということでございます。これは、確かに三つの被包括法人がございませから、二号法人ではあるわけですが、実態的には、一号法人に近い二号法人ということがいえるのではないかと思います。しかし、この形態ですと、直接の布教所が、一九六カ所ございまして、法人教会は三教会(三法人)しかございません。このような形態で、もしこの被包括三法人が何らかの理由で、消滅した場合には、これはどういう法人になるのだろうかという疑問があるわけでございます。

これは、宗教法人法第四十三条の二項六号に該当して、法定解散になるということかと思えます。しかし、実態は団体性は持たない多数の布教所があり、主たる目的である教義を広め、儀式、行事を行い、信者を教化育成し、尚かつ、礼拝の施設も所有する宗教団体として、活動していれば、二号法人ではないけれど、一号法人には該当します。その場合には、法律の手続上は、解散をして、新たに一号法人を設立するということになるかと思えます。しかし、それはたいへん実態にそぐわないように感じるわけでございます。

そこで、宗教法人法第二条の宗教団体の定義にある一号法人、二号法人の区別の意義は、どういうところにあるのだろうかという疑問を感じているわけでございます。これは、宗教法人法制定当時の、主に伝統的な教宗派関係の組織形態からとらざるをえなかった区別ではないかというような感じがするわけです。これは、たいへん独断と偏見が過ぎるかと思えますがこのような感じをもっているということを申し上げたいと思えます。

新しい宗教団体は、組織形成過程といえますか、新しい組織形態でありまして、だいたい「本部」すなわち「包括法人」である本部がそれぞれ支部あるいはそれらの施設を設けて、そこが、内容を充実してきて、分離して法人になつていくというような形態をとるのが多いというようにみうけております。それは、あたかも株式会社が全額出資の小会社をつくつていくような感じの組織分離形態というような方法をとるのではないかと思ひます。また、そういう方法が新しい宗教団体では多いようにみうけております。そのような観点から、たいへん、私は宗教法人法第二条の一号法人、二号法人の区別について、疑問を感じているのでございます。もつとこのような区別をとらずに、本来の目的たる、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを、主たる目的として、かつ、施設を有し、そして被包括法人を包括するという一号法人二号法人の両性質を兼ね備えたそのような団体を予想してもよいのではないかと。宗教法人法二条一号または二号のいずれか一方に該当する団体というように画一的に区分することは、すこしく無理があるように思われるのであります。

宗教団体にはそれぞれ教理に由来する合理的な独特の組織形態があるのが当然であります。宗教性と世俗性の二面性の狭間にあつて宗教法は常にその困難な区別を強いられるのが宿命であります。観念的には両者を区別できても、現実問題は両面が密接不可分な関係にあつて、解決を困難ならしめています。

以上で立正佼成会の組織の変遷と現状を報告させていただきました。併せて未熟な疑問を提出させていただきました。私のお役に代えさせていただきたいと存じます。貴重なお時間をいただきましたことに有難うございました。

別表 (一)

立正佼成会 略年譜

昭和十三年三月五日 大日本立正交成会 創立

本部を東京市中野区神明町三六

番地に置く

昭和十五年 支部制を設ける

昭和十五年四月五日 宗教団体法第二三条の規定に基づき宗教結社としての届出を東京府知事宛提出する

本部を東京市杉並区和田本町七

〇九番地へ移転する

昭和二十三年八月十一日 宗教法人令第四条の規定に基づき宗教法人立正交成会として設立登記する

従来からの宗教法人立正交成会を宗教法人「立正交成会本部教会」に変更し、茨城県所在の支部を茨城支部教会として宗教法人を

昭和二五年十月一日

昭和二七年六月二一日 宗教法人法による宗教法人「立正交成会」設立登記

昭和二七年七月九日 宗教法人法による宗教法人「立正交成会茨城支部教会」設立登記

昭和二八年三月二四日 宗教法人法による宗教法人「立正交成会本部教会」設立登記

昭和三四年十二月一日 導きの親子関係に基づく支部組織を地域別支部組織に改編する

昭和三五五年六月一日 名称を立正佼成会と改称する

昭和三五五年十一月十五日 宗教法人「立正交成会本部教会」を宗教法人「立正佼成会東京教会」に変更する

設立、あらたにこの両教会を包括する宗教法人「立正交成会」を設立する

昭和二七年六月二一日 宗教法人法による宗教法人「立正交成会」設立登記

昭和二七年七月九日 宗教法人法による宗教法人「立正交成会茨城支部教会」設立登記

昭和二八年三月二四日 宗教法人法による宗教法人「立正交成会本部教会」設立登記

昭和三四年十二月一日 導きの親子関係に基づく支部組織を地域別支部組織に改編する

昭和三五五年六月一日 名称を立正佼成会と改称する

昭和三五五年十一月十五日 宗教法人「立正交成会本部教会」を宗教法人「立正佼成会東京教会」に変更する

記

昭和二五年十月一日

昭和二七年六月二一日

昭和二七年七月九日

昭和二八年三月二四日

昭和三四年十二月一日

昭和三五五年六月一日

昭和三五五年十一月十五日

会」に変更する

昭和三十七年十一月十五日 立正佼成会沖繩教会は琉球政府

から宗教法人設立認可をうける

昭和三十九年四月五日

本部を東京都杉並区和田本町九

三三番地（現住居表示・同区和

田二丁目十一番一号）に移転す

る（大聖堂竣工による）

昭和四四年一月一日

従来の支部はすべて教会と呼称
を変更する

昭和四八年八月三〇日

沖繩の本土復帰に伴なう特別措
置法の手続を経て沖繩教会は宗

教法人「立正佼成会」の被包括

宗教法人となる

別表
(二)

